ＥＴＣコーポレートカード車両入替届

協同組合　福岡情報ビジネス
　代表理事　藤村勲　殿

下記のとおり、登録車両の入替をしますので新カードの発行を申込み致します。なお、旧カードは新カードを受け取り次第早急に返却致します。

申込日	年　　月　　日

企　業　名			
住　　所			
Ｔ　Ｅ　Ｌ		Ｆ　Ａ　Ｘ	
管理担当者			

【組合使用欄】　　－

20t以上	有	無

全項目必ずご記入ください。

※新車両の車検証とセットアップ証明書を必ず添付してください。

登録出来る車両名義などについては下記注意事項をご確認ください。

	車両入替となるETCコーポレートカード番号	左記カードに記載されている車両番号		新車両番号	ETC車載器管理番号	セットアップ完了日	
例	119196-0519-12345	福岡 123 あ 1234	→	福岡 567 い 5678	00000-12345678-123456	4/25	
1	119196-05--				--	/	
2	119196-05--				--	/	
3	119196-05--				--	/	
4	119196-05--				--	/	
5	119196-05--				--	/	

【注意事項】　下記内容をご確認ください。

1) **全項目必ずご記入ください。**ご記入洩れがある場合は車両入替手続が出来ない場合がございます。ご不明な点がございましたらお問合せください。

2) 車検証の提出が必要となります。下記事項を必ずご確認のうえお手続きください。
①お申込者がご提出いただいている登記簿謄本と同様の名義のものであること。（個人事業者は代表者個人名義のみ受付可能です）
②車検有効期限内のもの

3) 旧車両からETC車載器を載せ替えされる場合は、**必ず再セットアップを行ってください。**
セットアップとは・・・
ETC車載器には車検証の情報が登録されています。別車両に搭載される際には必ず情報の書き換え（これを再セットアップといいます）が必要です。
なお、搭載車両の車検証の情報が変わった場合にも再セットアップが必要です。（車両ナンバー変更など）
再セットアップを行っていない場合は車両入替手続は出来ません。ご注意ください。

※新カードお渡しまで旧カードを新登録車両にてのみご利用いただけます。
※旧カードは新カードお渡し後必ずご返却ください。なお、新カード作成には約2週間程度かかります。

協同組合福岡情報ビジネス　　福岡市中央区大宮2-3-7　ＴＥＬ：092-534-6331　ＦＡＸ：092-534-6336